

早期段階環境配慮書等作成基準、環境影響評価概要書等作成基準、  
環境影響評価準備書等作成基準及び環境影響評価書等作成基準の策定

平成 10 年 1 月 9 日 兵庫県告示第 30 号  
改正 平成 25 年 9 月 30 日 兵庫県告示第 1182 号

環境影響評価に関する条例施行規則（平成 9 年兵庫県規則第 68 号）第 4 条の 2 第 1 項、第 5 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、早期段階環境配慮書等作成基準、環境影響評価概要書等作成基準、環境影響評価準備書等作成基準及び環境影響評価書等作成基準を次のように定め、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

第 1 早期段階環境配慮書等作成基準

1 早期段階環境配慮書の構成

原則として、次に掲げる項目ごとに、次に掲げる順序に従い記載すること。なお、複数案が設定されているものは、複数案ごとに記載すること。

(1) 対象事業等の概要

- ア 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 対象事業等の名称（対象事業等の種類を含む。）
- ウ 対象事業等の目的及び概要

(2) 早期事前調査等の結果等

- ア 複数案の設定
- イ 対象事業等を実施するにつき必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類
- ウ 特別地域の分布状況
- エ 早期事前調査等の結果等

(ア) 早期事前調査等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にはその者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 早期事前調査の結果

(ウ) 環境影響要因と環境要素の分析及び選定結果

(エ) 環境配慮のための調査、予測及び評価の結果

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 早期段階環境配慮書の要約書の構成

早期段階環境配慮書の項目を要約したものとし、次に掲げることに留意し作成すること。

(1) 配慮書の全容が分かる客観的な資料となるよう要約すること。

(2) 字の大きさや色彩を工夫したり、図や表を用いてまとめ、読みやすく理解しやすい情報となるようにすること。ただし、不必要に写真や絵を追加するなど、配慮書と記載事項が大きく乖離しないようにすること。

(3) 探したい情報の検索が容易になるよう、目次、見出し、索引等を詳細につけるなど、工夫を行うこと。

3 早期段階環境配慮書及びその要約書の体裁

- (1) 用紙の規格は、原則として日本工業規格A列4番によること。
- (2) 用紙は縦置きとし、横書き、左とじとすること。

## 第2 環境影響評価概要書等作成基準

### 1 環境影響評価概要書の構成

原則として、次に掲げる項目ごとに、次に掲げる順序に従い記載すること。

#### (1) 対象事業等の概要

- ア 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 対象事業等の名称（対象事業等の種類を含む。）
- ウ 対象事業等の目的及び概要
- エ 対象事業実施場所の選定経過

#### (2) 事前調査等の結果等

- ア 対象事業等を実施するにつき必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類
- イ 特別地域の分布状況
- ウ 事前調査等の結果等
  - (ア) 事前調査等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にはその者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (イ) 事前調査の結果
  - (ウ) 環境影響要因と環境要素の分析結果

#### (3) 環境影響評価準備書の作成のための調査等の計画

#### (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

### 2 環境影響評価概要書の要約書の構成

環境影響評価概要書の項目を要約したものとし、次に掲げることに留意し作成すること。

- (1) 概要書の全容が分かる客観的な資料となるよう要約すること。
- (2) 字の大きさや色彩を工夫したり、図や表を用いてまとめ、読みやすく理解しやすい情報となるようにすること。ただし、不必要に写真や絵を追加するなど、概要書と記載事項が大きく乖離しないようにすること。
- (3) 探したい情報の検索が容易になるよう、目次、見出し、索引等を詳細につけるなど、工夫を行うこと。

### 3 環境影響評価概要書及びその要約書の体裁

- (1) 用紙の規格は、原則として日本工業規格A列4番によること。
- (2) 用紙は縦置きとし、横書き、左とじとすること。

## 第3 環境影響評価準備書等作成基準

### 1 環境影響評価準備書の構成

原則として、次に掲げる項目ごとに、次に掲げる順序に従い記載すること。

#### (1) 対象事業等の概要

- ア 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 対象事業等の名称（対象事業等の種類を含む。）
- ウ 対象事業等の目的及び内容
- エ 対象事業等を実施するにつき必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類
- オ 特別地域の分布状況

(2) 関係地域

(3) 第1次住民意見書に記載された意見等

- ア 第1次住民意見書に記載された意見の概要
- イ 第1次審査意見書に記載された意見
- ウ ア及びイの意見に関する事業者の見解

(4) 調査等の結果等

- ア 調査等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にはその者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 調査等の結果等
  - (ア) 現況調査の結果
  - (イ) 環境保全目標
  - (ウ) 環境に及ぼす影響の予測
  - (エ) 環境に及ぼす影響の評価

(5) 環境の保全と創造のための措置

(6) 事後監視調査の内容

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 環境影響評価準備書の要約書の構成

環境影響評価準備書の項目を要約したものとし、次に掲げることに留意し作成すること。

- (1) 準備書の全容が分かる客観的な資料となるよう要約すること。
- (2) 字の大きさや色彩を工夫したり、図や表を用いてまとめ、読みやすく理解しやすい情報となるようにすること。ただし、不必要に写真や絵を追加するなど、準備書と記載事項が大きく乖離しないようにすること。
- (3) 探したい情報の検索が容易になるよう、目次、見出し、索引等を詳細につけるなど、工夫を行うこと。

3 環境影響評価準備書及びその要約書の体裁

- (1) 用紙の規格は、原則として日本工業規格A列4番によること。
- (2) 用紙は縦置きとし、横書き、左とじとすること。

第4 環境影響評価書等作成基準

1 環境影響評価書の構成

原則として、次に掲げる項目ごとに、次に掲げる順序に従い記載すること。

(1) 対象事業等の概要

- ア 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 対象事業等の名称（対象事業等の種類を含む。）
- ウ 対象事業等の目的及び内容
- エ 対象事業等を実施するにつき必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類
- オ 特別地域の分布状況

(2) 関係地域

(3) 調査等の結果等

- ア 調査等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にはその者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 調査等の結果等

- (ア) 現況調査の結果
- (イ) 環境保全目標
- (ウ) 環境に及ぼす影響の予測
- (エ) 環境に及ぼす影響の評価

(4) 環境の保全と創造のための措置

(5) 事後監視調査の内容

(6) 第1次住民意見書に記載された意見等

- ア 第1次住民意見書に記載された意見の概要
- イ 第1次審査意見書に記載された意見
- ウ ア及びイの意見に関する事業者の見解
- エ 第2次住民意見書に記載された意見の概要
- オ 記録書に記載された意見の概要
- カ 第2次審査意見書に記載された意見
- キ エからカまでの意見に関する事業者の見解

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 環境影響評価書の要約書の構成

環境影響評価書の項目を要約したものとし、次に掲げることに留意し作成すること。

- (1) 評価書の全容が分かる客観的な資料となるよう要約すること。
- (2) 字の大きさや色彩を工夫したり、図や表を用いてまとめ、読みやすく理解しやすい情報となるようにすること。ただし、不必要に写真や絵を追加するなど、評価書と記載事項が大きく乖離<sup>かい</sup>しないようにすること。
- (3) 探したい情報の検索が容易になるよう、目次、見出し、索引等を詳細につけるなど、工夫を行うこと。

3 環境影響評価書及びその要約書の体裁

- (1) 用紙の規格は、原則として日本工業規格A列4番によること。
- (2) 用紙は縦置きとし、横書き、左とじとすること。